

■ 基本的な考え方

建築物のエレベーターは、高齢者、車椅子使用者等にとって、最も重要な垂直移動手段であり、安全かつ円滑に操作して目的の階へ移動できるよう、案内や表示などにも配慮する必要があります。

そのため、エレベーター及び乗降ロビーは、適切な幅や奥行き等の空間を確保し、視覚障がい者に向けた音声装置の設置などに配慮しなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

	内 容	関 連 条 例	対 象 規 模
移動等円滑化経路	①かごは必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階)に停止するか	令19-2-5-1	1,000㎡以上
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	令19-2-5-2	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	令19-2-5-3	
	④乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	令19-2-5-4	
	⑤かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	令19-2-5-5	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	令19-2-5-6	
	⑦乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	令19-2-5-7	
	⑧かご内に戸の開閉を確認できる鏡を設置しているか	条19-2-4-7	
	⑨出入口には、利用者を感知し、閉鎖を自動制止する装置を設置しているか	条19-2-4-1	
	⑩かご内に手すりを設置しているか	条19-2-4-5	
	⑪火災時管制運転装置を設置しているか	条19-2-4-1	別表第1 (その他基準)
	⑫不特定多数の者が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するものであるか 【⑫が「該当」の場合(1)～(2)に適合するか】	令19-2-5-7	不特定多数 が利用 2,000㎡ 以上
	(1)かごは幅140cm以上であるか	令19-2-5-7	
	(2)かごは車椅子が転回できる構造か	令19-2-5-7	
	⑬不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する建築物であるか 【⑬が「該当」の場合(1)～(3)に適合するか】	令19-2-5-7	不特定多数 又は主として視覚障 害者が利用 1,000㎡ 以上
(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	令19-2-5-7		
(2)かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等(文字等の浮き彫り、音声案内又はこれらに類するもの)により、視覚障がい者が円滑に操作できるか	令19-2-5-7 (国告1493)		
(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	令19-2-5-7		

■ バリアフリー整備基準の解説

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①停止階	<p>●かごは、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。</p> <p>◇通常一般の利用がない部分や機械室等の少数の特定の者しか使用しない階除き、直接地上へ通ずる出入口のある階、利用居室があるすべての階に停止させる。</p>	<p>令 19-2-5-1</p> <p>誘 7-1</p>
②出入口の有効幅ほか	<p>●かご及び昇降路の出入口の有効幅は、車椅子が通過できる幅 80 cm以上とする。</p> <p>●かご内及び乗降ロビーには乗降の支障となる障害物、突起物を設けない。</p> <p>◇不特定かつ多数の者が利用するエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、90 cm以上とする。</p> <p>◇乗降ロビーの出入口の戸は周囲の壁と異なる色にするなど、その位置が視認しやすいようにする。</p>	<p>【図 1】</p> <p>令 19-2-5-0</p> <p>誘 7-5-2</p>
③かごの大きさ	<p>●電動車椅子使用者が利用できるよう、かごの奥行きは 135 cm以上とする。</p> <p>◇座位変換型の電動車椅子使用者に配慮して 150cm以上とする。</p> <p>◇かご内の床面の色は、乗降ロビーと容易に区別できるものとする。</p>	<p>【図 1】</p> <p>令 19-2-5-ハ</p> <p>標 2-6.2.3.3.2</p>
④乗降ロビーの広さ	<p>●乗降ロビーは、高低差がないものとし、乗降前後に車椅子使用者が回転できる 150 cm角以上の空間を確保する。</p> <p>◇特定かつ多数の者が利用する建築物のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、乗降前後に車椅子使用者が回転できる 180 cm角以上の空間を確保する。</p> <p>◇エレベーター付近に下りの階段やスロープ、又は段を設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止に配慮する。</p> <p>◇視覚障がい者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう乗り場ボタンへの誘導ブロック、当該乗り場ボタンの前には点状ブロックを敷設する。</p>	<p>【図 1】</p> <p>令 19-2-5-ニ</p> <p>標 2-6.2.2.4.2</p>
⑤⑥⑦制御装置	<p>●かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に乗り場ボタンを設ける。</p> <p>◇乗り場ボタンは、床から 100 cm程度の高さに設置する。</p> <p>◇乗り場ボタンは、操作がしやすく、戸の開閉時間を延長する機能を有する。</p> <p>●かご内に停止予定の階及びかごの現在地をわかりやすく表示する装置を設ける。</p> <p>●乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。</p> <p>●乗降乗り場ボタンの付近など、車椅子使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。</p> <p>◇乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対して制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設する。(ボタン手前に2~3枚程度とし、扉前には設置しないことが望ましい。)</p> <p>◇同一建築物内のエレベーターでは、操作盤等の取付位置、配列、ボタン配置、及び形状、使い方を統一する。</p> <p>◇ボタンは操作しやすいように押しボタン式とし、大きめのものを用いる。(センサーは押したかどうか視覚障がい者にはわかりにくい)</p> <p>◇乗降ロビーの乗り場ボタンは、操作時に音声と点灯・触感で反応する等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で確認できるものとする。また、図記号(ピクトグラム)によるわかりやすいサインの表示にも配慮する。</p> <p>◇制御装置のボタンは、操作しやすいように大きめのものとし、浮き彫り表示とする。</p> <p>◇制御装置のボタンは、戸の開放時間を通常より長くできる機能を持たせる。</p>	<p>【図 1、2】</p> <p>令 19-2-5-ホ</p> <p>標 2-6.2.3.5.1</p> <p>令 19-2-5-ハ</p> <p>令 19-2-5-ト</p> <p>令 20</p> <p>標 2-8.2.2.1.1</p> <p>標 2-6.2.3.6.5</p> <p>標 2-6.2.3.6.5</p>

項目	解説	参照条文等
⑧鏡の設置	<p>●かごの内部には、車椅子使用者がかごの中で転回しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面壁面の床上 40 cm から 150 cm 程度の範囲に、出入口状況確認用の鏡(ステンレス製、又は安全ガラス等)を設ける。</p> <p>◇出入口が貫通型(スルー型)、直角2方向型及びトランク付型のかごの場合は、かごの上部に凸面鏡等を設ける。</p>	<p>条 19-2-(4)ア 標 2-6.2.3.5.2 【図 1】</p>
⑨乗降者検知装置	<p>●出入口には、利用者を感じ、戸の開閉を自動的に制止する装置を設ける。</p> <p>◇光電式の場合は光電ビームを 2 条以上、床上 20 cm 及び 60 cm 程度の高さに設ける。</p> <p>◇出入口には光電式、静電式又は超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。</p>	<p>条 19-2-(4)イ 標 2-6.2.3.5.3 標 2-6.2.3.5.3</p>
⑩手すり	<p>●かご内の両側面の壁及び正面壁に手すりを設け、握りやすい形状とする。</p> <p>◇出寸法は 4～5cm 程度にし、高さは、床から 75～85 cm 程度とする。</p>	<p>条 19-2-(4)ウ 標 2-6.2.3.5.1</p>
⑪緊急時対応への配慮設備	<p>●利用者が緊急時に円滑に避難できるようにするため、火災の発生を感じ、自動的にかごを避難階(地上階)に停止させ、戸を開放する装置を設ける。</p> <p>◇聴覚障がい者も含めた緊急時への対応に配慮し、以下のような設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かご内に、緊急時等に情報提供や誘導案内等を行う表示装置等を設ける。 ・故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。 ・かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な(緊急連絡を必要としている者が聴覚障がい者であることが判別できる)ボタンを設置する。 <p>◇緊急時等においてかご内外の連絡等が可能となるよう、エレベーターの出入口には、下端の高さが床上 50 cm 程度のガラス窓(防火区画との関係に注意が必要)を設ける。</p>	<p>条 19-2-(4)エ 別表第 1 標 2-6.2.3.5.6 標 2-6.2.3.1</p>
⑫不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m ² 以上の建築物	<p>●床面積 2,000 m²以上の不特定かつ多数の者が利用する建築物では、かごの幅は、140 cm 以上とし、かご内で転回できる構造とする。(収容人数 11 人以上) (◇かごの幅 160 cm 以上)</p>	<p>令 19-2-5-チ 【図 1】</p>
⑬不特定かつ多数の者又は主として視覚障がい者が利用する場合	<p>●かご内に、かごが到着する階、並びに、かご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設ける。</p> <p>●かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置は、点字等の方法(文字の浮き彫り、音による音声、左記 2 つに類するもの)により視覚障がい者(立位で使用することを基本)が円滑に操作することができる構造とする。</p> <p>ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降口ビーは除く。</p> <p>●かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。</p> <p>◇エレベーターの防火区画を乗降口ビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにする。</p>	<p>令 19-2-5-リ(1) 令 19-2-5-リ(2) 国告 1493 令 19-2-5-リ(3) 標 2-6.2.3.2 留意点</p>
その他留意点	<p>◇エレベーターは、車椅子使用者などの障がい者が利用する出入口に近い場所に設置する。</p> <p>◇その他の規格は、(社)日本エレベーター協会による「車椅子兼用エレベーターに関する標準」及び「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」の基準に適合させるものとする。</p>	<p>標 2-6.2.3.6.7</p>

〈エレベーター基準比較表〉

移動等円滑化経路		整備内容	準移動等円滑化経路	準視覚障害者移動等円滑化経路
不特定かつ多数が利用するもの	不特定かつ多数又は主として視覚障がい者が利用するもの		2,000㎡以上の建築物	
1以上のエレベーター	1以上のエレベーター		1以上のエレベーター	1以上のエレベーター
○※1	○※1	必要階停止	○(住戸)	○
80 cm以上※1	80 cm以上※1	出入口幅	80 cm以上	80 cm以上
135 cm以上※1	135 cm以上※1	かご奥行き	135 cm以上	135 cm以上
140 cm以上※2	—	かごの幅寸法	—	—
○※2	—	車椅子の転回に支障がない構造	—	—
○※1	○	乗降ロビー高低差なし	○	○
150 cm以上※1	150 cm以上※1	乗降ロビー幅・奥行き	150 cm以上	150 cm以上
○※1	○※1	車椅子使用者用制御装置	○	○
○※1	○※1	停止予定階・現在位置の表示	○	○
○※1	○※1	昇降方向の表示	○	○
○※3	○※3	到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○※4	○※4
○※3	○※3	制御装置の点字表示	○※4	○※4
○※3	○※3	昇降方向の音声案内	○※4	○※4
○※1	○※1	鏡の設置	○	○
○※1	○※1	戸の開閉自動制止装置	○	○
○※1	○※1	手すりの設置	○	○
○	○	火災時管制運転装置	—	—

※1…1,000㎡以上の建築物

※2…不特定多数が利用する 2,000㎡以上の建築物が対象

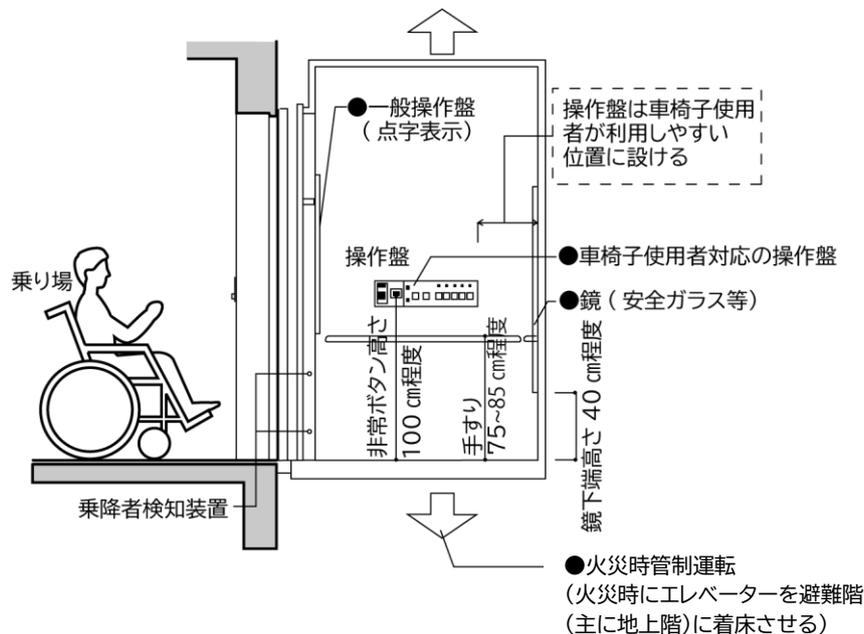
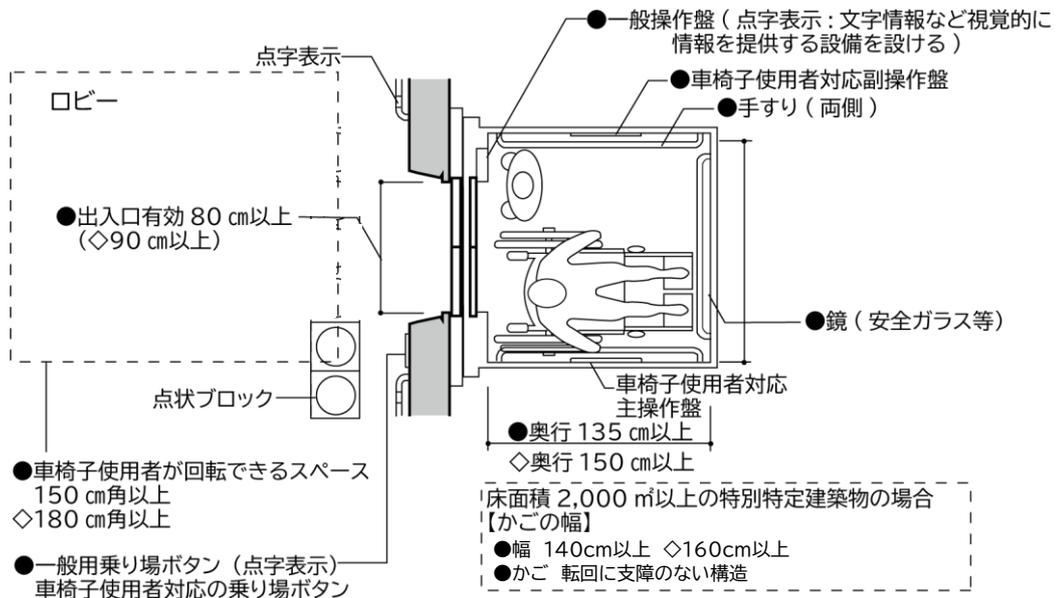
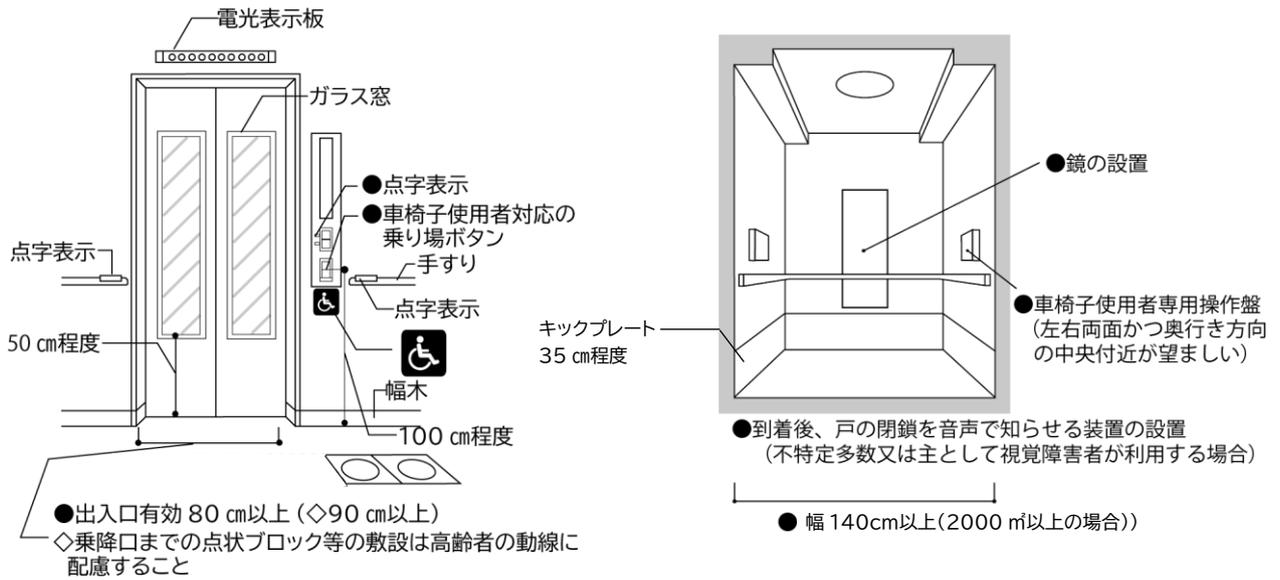
※3…不特定多数又は主として視覚障がい者が利用する 1,000㎡以上の建築物が対象

※4…不特定多数又は主として視覚障がい者が利用する建築物が対象

…視覚障がい者の利用上支障がなく、自動車の駐車用に供する場合は除く

参考図

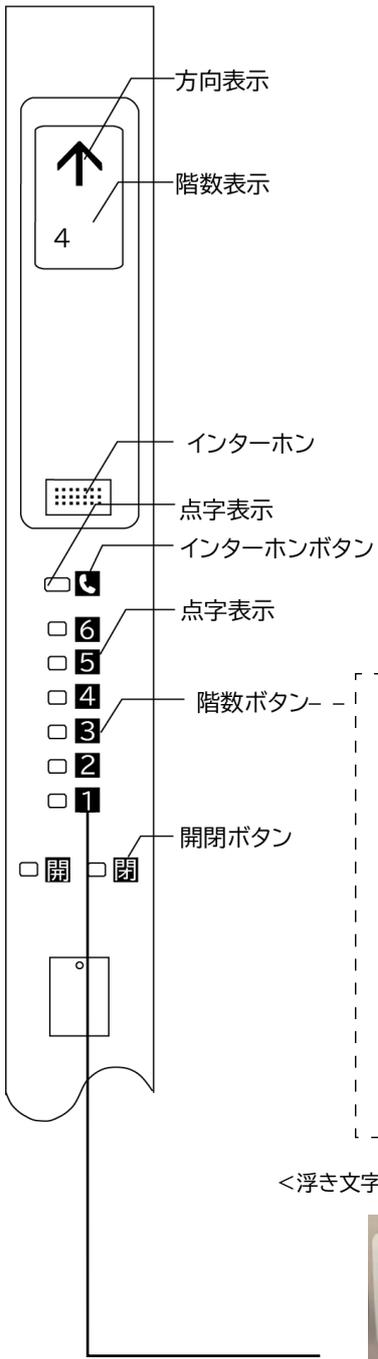
図1 エレベーターの形式



■ 参考図

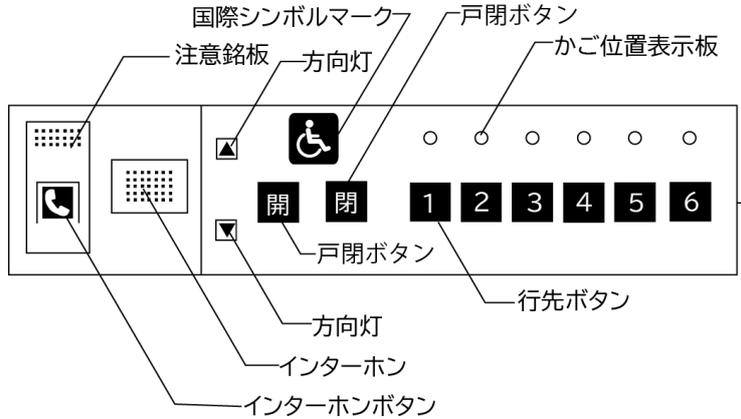
図 2 車椅子使用者等専用操作盤の例

<縦型操作盤>



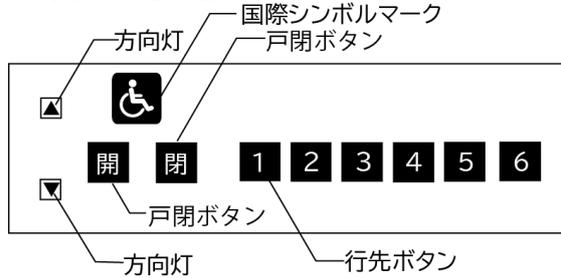
<車椅子使用者対応主操作盤>

(背面パネルに籠位置表示灯、方向灯を設けない場合)



床面から 100 cm程度

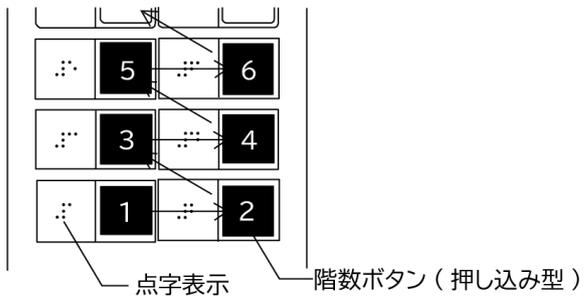
<車椅子使用者対応副操作盤>



床面から 100 cm程度

<階数ボタン>

- ・浮き彫りによる階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが 2 列になる場合は千鳥配列が望ましい



<浮き文字ボタン>

